

「富士見市指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員及び指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定」について

1 制定趣旨

平成26年度に施行された「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」による介護保険法の改正により、これまで都道府県において指定を行っていた居宅介護支援事業所の指定権限が、平成30年4月1日から市町村に移譲されるため、当該指定居宅介護支援事業所の指定について、市の条例に規定するもの。

2 制定内容

指定事業者として、指定居宅介護支援事業者を追加する。

3 制定の考え方

「介護保険法第79条第2項第1号」の改正内容に基づき制定。
施行日：平成30年4月1日

富士見市指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員及び指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例

(平成24年条例第28号) 新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づき、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員並びに指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者の指定に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(指定地域密着型サービス事業者等の資格)</p> <p>第3条 法第78条の2第4項第1号、<u>法第79条第2項第1号</u>、法第115条の12第2項第1号及び法第115条の22第2項第1号に規定する条例で定める者は、法人とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づき、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員並びに指定地域密着型サービス事業者_____、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者の指定に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(指定地域密着型サービス事業者等の資格)</p> <p>第3条 法第78条の2第4項第1号_____、法第115条の12第2項第1号及び法第115条の22第2項第1号に規定する条例で定める者は、法人とする。</p>